

令和7年度

第1回

財政援助団体等監査報告書
(指定管理者監査)

指定管理者

労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団

所管部課

子ども家庭部 子ども政策課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

施設名：田園児童館（田園会館含む）及び田園学童クラブ
武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ
熊川児童館及び熊川学童クラブ

指定管理者：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

所管部課：子ども家庭部 子ども政策課

第3 監査の範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に執行された学童クラブ事業指定管理委託、児童館等施設指定管理委託に関する事業について

第4 監査の期間

令和7年12月1日から令和8年2月20日まで

[説明聴取日 令和8年1月15日]

第5 監査の主な着眼点及び実施内容

公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

1 所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

2 指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。

- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第6 指定管理の概要

1 目的

児童館及び学童クラブの施設管理及び運営について、実施事業の多様化、保護者からの要望への迅速かつ的確な対応を図るため、民間活力を導入し、児童館及び学童クラブとしての能力、市民サービスの向上を図り、さらに行政コストの削減を図ることにより当該施設の適正かつ効率的な運営を行う。

2 事業の名称・内容

学童クラブ事業指定管理委託

児童館等施設指定管理委託

3 施設の名称

- (1) 田園児童館（田園会館含む）及び田園学童クラブ
福生市南田園三丁目6番地1
- (2) 武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ
福生市武蔵野台一丁目12番地2
- (3) 熊川児童館及び熊川学童クラブ
福生市熊川1143番地1 都営熊川アパート23号棟1階

4 指定管理者名・代表者

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

代表理事 藤田 徹

5 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

6 指定管理委託料

令和4年度 166,144,335円（決算額）

（児童館 109,282,850円、学童クラブ 56,861,485円）

令和5年度 161,549,314円（決算額）

（児童館 112,473,630円、学童クラブ 49,075,684円）

令和6年度 167,296,341円（決算額）

（児童館 115,860,261円、学童クラブ 51,436,080円）

令和7年度 182,638,000円（当初予算額）
（児童館 124,494,000円、学童クラブ 58,144,000円）
令和8年度 180,490,852円（収支計画額）
（児童館 127,640,563円、学童クラブ 52,850,289円）

第7 監査の結果

児童館及び学童クラブの指定管理者である労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団及び所管課について、福生市監査基準（令和2年3月26日決定）に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の管理を行わせる団体の出納その他の事務の執行が、当該指定管理委託の目的に沿って執行されているかということについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

（1）第三者委託の作業実施報告書の管理について（指定管理者）

基本協定書第19条第1項において、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされ、所管課と指定管理者の双方協議により適正な手続きの下で第三者委託が行われていた。

しかしながら、熊川児童館の清掃業務委託（定期清掃）、武蔵野台児童館の電気保安業務委託及びエレベーター保守委託において、第三者委託業者からの作業実施報告書（以下、報告書）を一部確認することができなかった。

報告書は、第三者委託業者との契約上における契約事項が適正に履行されているかを確認することや、施設維持管理状態等の適否を判断する上で必要とされる報告書であることから、今後は適正な管理を徹底されたい。

また、警備業務委託において、警備業務上の適正な施錠管理等についての報告書を確認することができなかった。業務委託契約書を確認したところ、第9条「第三者委託業者は警報機器を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を指定管理者に報告するものとする」との警報機器に関する内容の記載はあるものの、警備業務上の適正な施錠管理等の内容についての記載を確認することはできなかった。今後は、報告書の提出について、仕様書に明記されることを検討されたい。

（2）事故等の再発防止について（指定管理者）

指定管理者から提出のあった児童福祉施設令和6年度分年報を確認したところ職員による管理施設の鍵の紛失や、アレルギー食の誤食等が発生している。

事故等の発生状況を確認したところ、人為的に起因するものが多くを占めており、事前に防止することが可能であったものと推測できる。

事故等の発生後、指定管理者では、事業所全体で共有を行うとともに、事業所内で危機管理プロジェクトを立ち上げ、ケースの検討、精査を行い、職員間の意識統一を図り、事業所全体で協議を行い、研修の実施、システムの構築・ツールを導入するなど再発防止に向けた対応を取られたとのことだが、事業所内において人為的な事故等が発生しない仕組みづくりと利用者が安全・安心して利用できる施設の運営管理を徹底されたい。

(3) 事故等の再発防止について（所管課）

指定管理者の監査を実施したところ、令和6年度複数回の事故等が発生していることを確認した。所管課は指定管理者から事故報告等を受け、発生原因の分析や再発防止に向けた適切な指導をされていたが、事案が発生した際に他の学童クラブやふっさっ子の広場への情報共有をされていないとのことだった。このため、所管課は、指定管理者等を指導する立場にあることから、同様の事案が発生することのないよう情報共有を図り再発防止に努めるとともに、事故等が発生しない仕組みづくりの指導を徹底されるよう要望する。